

「道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）」の一部改正について（依命通達） 新旧対照表

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成 15 年国自技第 151 号、国自環第 134 号）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～88. (略)</p> <p>89. 適用関係告示第 27 条第 29 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) <u>令和 2 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下の自動車にあっては<u>令和 4 年 8 月 31 日</u>）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) <u>令和 2 年 9 月 1 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては<u>令和 4 年 9 月 1 日</u>）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって<u>令和 2 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては<u>令和 4 年 8 月 31 日</u>）以前に新型届出による取扱いを受けたものから、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p><u>(3)</u> <u>令和 2 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下の自動車にあっては<u>令和 4 年 8 月 31 日</u>）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～88. (略)</p> <p>89. 適用関係告示第 27 条第 29 項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。</p> <p>(1) <u>平成 32 年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車のうち、技術的最大許容質量が 3.5 トンを超え、12 トン以下の自動車にあっては<u>平成 34 年 8 月 31 日</u>）以前に新型届出による取扱いを受けた自動車</p> <p>(2) <u>平成32年 9 月 1 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては<u>平成34年 9 月 1 日</u>）以降に新型届出による取扱いを受けた自動車であって<u>平成32年 8 月 31 日</u>（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては<u>平成34年 8 月 31 日</u>）以前に新型届出による取扱いを受けたものから、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの</p> <p><u>(3)</u> 細目告示第83条の適用を受ける自動車（輸入自動車を除く。）</p>

(4) 令和2年9月1日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和4年9月1日）以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって令和2年8月31日（貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トンを超え、12トン以下の自動車にあっては令和4年8月31日）以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けたものから、種別、用途、車体の外形、動力用電源装置の種類、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区分する事項に変更がないもの

(5) 細目告示第83条の適用を受ける自動車（輸入自動車を除く。）

90.～238. （略）

239. 適用関係告示第4条第24項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和5年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和5年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和5年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和5年10月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

（新設）

（新設）

90.～238. （略）

（新設）

240. 適用関係告示第18条の2第5項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和7年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和8年1月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和7年12月31日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (3) 令和7年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和8年1月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和7年12月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と、運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一であるもの
- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

241. 適用関係告示第28条第204項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。 (新設)

- (1) 令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車
- (2) 令和6年10月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、令和6年9月30日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの
- (3) 令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
- (4) 令和6年10月1日以降に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和6年9月30日以前に多仕様自動車型式

指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

- (5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

242. 適用関係告示第5条第16項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)
は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和8年7月6日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
(2) 令和8年7月7日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和8年7月6日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
(3) 令和8年7月6日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車
(4) 令和8年7月7日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和8年7月6日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

243. 適用関係告示第5条第17項の「国土交通大臣が定める自動車」 (新設)
は、次に掲げる自動車とする。

- (1) 令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車
(2) 令和10年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの
(3) 令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和10年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和10年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

244. 適用関係告示第5条第18項の「国土交通大臣が定める自動車」

(新設)

は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車

(2) 令和12年9月1日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、令和12年8月31日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの

(3) 令和12年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和12年9月1日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、令和12年8月31日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車とタイヤの性能に変更がないもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱いを受けた自動車以外の自動車

245. 適用関係告示第27条第38項の「国土交通大臣が定める自動車」

(新設)

は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和10年9月24日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車

(2) 令和10年9月25日以降に新たに輸入自動車特別取扱いを受けた自動車であって、同年9月24日以前に輸入自動車特別取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) 令和10年9月24日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和10年9月25日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年9月24日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

246. 適用関係告示第51条の3第2項の「国土交通大臣が定める自動車」は、次に掲げる自動車とする。

(1) 令和10年9月24日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車

(2) 令和10年9月25日以降に新たに輸入自動車特別取扱を受けた自動車であって、同年9月24日以前に輸入自動車特別取扱を受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(3) 令和10年9月24日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車

(4) 令和10年9月25日以降に新たに多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車であって、同年9月24日以前に多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車と車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの

(5) 型式指定を受けた自動車、多仕様自動車型式指定による取扱いを受けた自動車及び輸入自動車特別取扱を受けた自動車以外の自動車

(新設)

附 則

本改正規定は、令和5年9月24日から施行する。